

## 浜松市下水道使用料の減免に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、浜松市下水道条例（昭和37年浜松市条例第21号。以下「条例」という。）第39条の規定のうち下水道使用料の減免について、必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公衆浴場業者 公衆浴場入浴料の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定に基づき、静岡県知事が指定する統制額以内の額において公衆浴場を営業する業者をいう。
- (2) 給水設備 給水管及び給水管と容易に取り外しのできない構造として有圧のまま接続された給水用具をいい、蛇口等からホースその他で簡易に接続された器具等（高圧洗浄機、散水機器、洗濯機等の家電等）は除く。ただし、給水管と切り離されている貯湯型湯沸器及び受水槽以降の給水設備であっても、容易に取り外しのできない構造として接続されたものは、給水設備の対象とする。（井戸等を含む）
- (3) 生活保護者 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である者をいう
- (4) 漏水 別表の「対象となる事由」欄に規定する状況に該当する場合をいう。ただし、漏れた水が公共下水道に排除されない箇所での漏水は除く。
- (5) 実績水量 使用水量のうち通常において使用したと推定される水量をいう。なお、算定にあたっては、浜松市使用水量認定要綱（平成30年4月1日施行）を準用する。ただし、この要綱において算定された当該水量が1月あたり6立方メートル以下の場合は、6立方メートルを1月の実績水量とする。
- (6) 増加水量 使用水量から実績水量を減じた漏水により増加したと推定される水量をいう。
- (7) 軽減水量 別表の「軽減水量の算出方法」欄の規定により算出した軽減の対象となる水量をいう。

### (減免の対象)

第3条 減免の対象となる使用者は、次のとおりとする。

- (1) 入湯税 浜松市税条例（昭和29年浜松市条例第38号）第155条に規定する入湯税の特別徴収義務者。
- (2) 公衆浴場 公衆浴場業者のうち、月の使用水量が恒常的に1,000立方メートル以下である者。
- (3) 染色 染料等を使用して繊維又は繊維製品に染色することを専業とする者。
- (4) 染色整理 染色整理業を専業とする者。

- (5) メッキ 電気めっき業を専業とする者。
  - (6) 生活保護 生活保護者。
  - (7) 漏水 浜松市水道料金の軽減又は免除に関する要綱（平成30年6月1日施行。以下「水道料金減免要綱」という。）第3条第1項第2号の規定を準用する。
  - (8) 濁水着色等 水道料金減免要綱第3条第1項第3号の規定を準用する。この場合における水質異常は、浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年浜松市条例第52号）第2条第1号に規定する水道事業の給水によるものに限る。
  - (9) その他 管理者が特に必要と認めた使用者。
- 2 減免の対象となる下水道使用料は、次のとおりとする。
- (1) 入湯税 第6条第1項により決定された適用日以降の下水道使用料とする。ただし、浜松市税条例第152条第2号及び第4号に規定する課税が免除されている浴場を除く。
  - (2) 公衆浴場 第6条第1項により決定された適用日以降の下水道使用料とする。ただし、公衆浴場入浴料の統制額の指定等に関する省令第2条の規定に基づき、静岡県知事が指定する統制額以内の額において公衆浴場に使用した下水道使用料に限る。
  - (3) 染色 第6条第1項により決定された適用日以降の下水道使用料とする。ただし、染色業のために使用した下水道使用料に限る。
  - (4) 染色整理 第6条第1項により決定された適用日以降の下水道使用料とする。ただし、染色整理業のために使用した下水道使用料に限る。
  - (5) メッキ 第6条第1項により決定された適用日以降の下水道使用料とする。ただし、電気めっき業のために使用した下水道使用料に限る。
  - (6) 生活保護 第6条第1項により決定された適用日以降の下水道使用料とする。ただし、生活保護者が生活のために使用した下水道使用料に限る。
  - (7) 漏水 修繕した直近で別表に定める「軽減対象期間」に規定する期間内の下水道使用料とする。ただし、漏水の原因が次に掲げる事由に該当する場合は減免の対象外とする。
    - ア 使用者等又は第三者の故意及び過失による場合
    - イ 給水装置工事完成後の瑕疵担保期間
    - ウ 給水装置の不正工事、若しくは虚偽申請に起因する場合
    - エ 過去1年以内に同じ個所の漏水で減免をしている場合
    - オ 軽減水量が1立方メートルに満たない場合
    - カ 管理者が、漏水の修繕について期限を付して指示したが、使用者等が相当の理由がなく当該期限を超えて修繕を行わなかった場合
  - (8) 濁水着色等 洗管作業を実施した日を使用期間に含む下水道使用料とする。
  - (9) その他 管理者が特に必要と認めた下水道使用料とする。

( 減免の内容 )

第4条 減免の内容については、次のとおりとする。

- (1) 入湯税 従量使用料について100分の10を乗じて得た額を軽減することができる。
- (2) 公衆浴場 従量使用料について100分の90を乗じて得た額を軽減することができる。
- (3) 染色 従量使用料について、月に1,000立方メートル以下の水量に係る使用料については100分の35を乗じて得た額、月に1,000立方メートルを超える水量に係る使用料については100分の25を乗じて得た額を軽減することができる。
- (4) 染色整理 従量使用料について、100分の55を得た額を軽減することができる。
- (5) メッキ 従量使用料について、月に1,000立方メートル以下の水量に係る使用料については100分の20を乗じて得た額を軽減することができる。また、月に1,000立方メートルを超える水量に係る使用料については100分の15を乗じて得た額。
- (6) 生活保護
  - ア 条例第9条に規定する使用の開始又は再開の届出をしている生活保護者について、基本使用料について全額を免除することができる。
  - イ 家主又は管理会社等の生活保護者以外が条例第9条に規定する使用の開始又は再開の届出をしている共同住宅等に入居する生活保護者について、当該共同住宅等の下水道使用料のうち生活保護者の基本使用料相当額を減免し、生活保護者に還付することができる。この場合において、4月から9月までの減免金額を10月に、10月から3月までの減免金額を4月に、それぞれ還付する。
- (7) 漏水 別表に定める「軽減水量の算出方法」により算定された軽減水量相当額の下水道使用料を軽減することができる。
- (8) 濁水着色等 洗管作業に要した時間等により、管理者が認めた排出量相当額の下水道使用料を軽減することができる。この場合において、濁水着色等の原因者は、洗管作業に要した使用水量及び使用場所等を書面により速やかに管理者に報告するものとする。
- (9) その他 事案が発生した都度、その規模及び状況を考慮し管理者が減免の内容を別に定める。

( 減免の申請手続 )

第5条 下水道使用料の減免を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に定める申請書に關係書類を添付して、管理者に提出するものとする。

- (1) 第3条第1項第1号から第5号及び第9号に該当する者 第1号様式

(2) 第3条第1項第6号に該当する者 第2号様式

(3) 第3条第1項第7号に該当する者 第3号様式

2 前項の申請書に添付する関係書類は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 第1号様式 第3条第1項各号の対象者であることを証するもの及び管理者が必要と認める関係書類

(2) 第2号様式 申請者が生活保護者であることを福祉事務所長が証するもの

(3) 第3号様式 漏水を修繕した者の証明又は漏水を修繕したことが分かる写真等及び管理者が必要と認める関係書類

(減免の決定)

第6条 管理者は、申請者から前条第1号又は第2号に規定する申請書を受けたときは、当該申請書等の内容その他必要な事項について審査し、下水道使用料の減免の可否を決定するものとする。この場合において、管理者は、減免の可否を決定した申請書に、下水道使用料減免審査結果通知書(第4号様式)により、次の事項を通知するものとする。

(1) 施設の場所

(2) 減免の可否及びその理由

(3) 適用日(決定日)

(4) 減免の内容

(5) その他管理者が必要と認めた事項

2 管理者は、前条第1号の申請があった日から起算して30日以内に減免の可否を決定する。この場合において、申請書及び関係書類の補正に要した期間は除くものとする。

3 管理者は、前条第2号の申請があった日から起算して40日以内に減免の可否を決定する。この場合において、申請書及び関係書類の補正に要した期間は除くものとする。

4 管理者は、申請者から前条第3号に規定する申請書を受けたときは、当該申請書等の内容その他必要な事項について審査し、下水道使用料の減免の可否を決定するものとする。この場合において、管理者は、減免を決定した申請者へ、水道料金等更正通知書(第5号様式)により通知するものとする。また、減免が不相当と決定した申請者へ、下水道使用料減免審査結果通知書(第4号様式)により通知するものとする。

5 管理者は、前条第3号の申請があった日から起算して30日以内に減免の可否を決定する。この場合において、申請書及び関係書類の補正に要した期間並びに申請があった日から修繕直後の条例第15条に規定する点検例日までの期間は除くものとする。

(減免の取消し)

第7条 前条の規定により減免の決定を受けた者は、減免事由が消滅したときは、下水道使用料減免事由消滅届出書(第6号様式)を、速やかに管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、使用者から前項の規定により届出があった場合は、速やかに当該届出書の

内容について審査し、下水道使用料の減免の取り消しを決定するものとする。

3 管理者は、下水道使用料の減免を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、減免の適用を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請、その他の不正な方法により減免を受けたとき。
- (2) 第3条第1項各号に該当しなくなったとき。
- (3) その他管理者が特に必要と認めたととき。

4 管理者は、前2項のいずれかにより減免の取り消しを決定した使用者へ、下水道使用料減免取消通知書（第7号様式）により通知するものとする。

5 管理者が前項の規定により通知する事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設の場所
- (2) 取り消しの理由
- (3) 適用日（取消日）
- (4) 減免の内容
- (5) その他管理者が必要と認めた事項  
（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。
- 2 浜松市下水道使用料の減免に関する要綱（平成17年7月1日施行）及び浜松市生活保護に関する下水道使用料減免事務要領（平成20年4月1日施行）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の日の前日までになされた申請は、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。

別表

対象となる事由	軽減対象期間	軽減率	軽減水量の算出方法 <sup>1</sup>
(1) 給水設備のうち給水栓（蛇口）又は水洗トイレ等のタンク及びレバー等の故障による漏水（漏水している状況が、目視で確認可能な状況を指す）	1 調定 <sup>2</sup>	100分の50	1 軽減予定水量の算出 軽減しようとする月分の使用水量から実績水量を減じて算出された水量に右欄の軽減率を乗じて算出する。  2 軽減後水量の算出 軽減しようとする月分の使用水量から軽減予定水量を減じて算出する。
(2) (1)以外の給水設備の故障による漏水 <sup>3</sup>	連続する2調定以内	100分の50	3 軽減水量の算出 軽減後水量が実績水量の3倍を超えた場合は、軽減しようとする月分の使用水量から実績水量の3倍を減じて算出する。  軽減後水量が実績水量の3倍を超えない場合は、軽減予定水量を軽減水量とする
(3) 上下水道部が施工した（施工後1年以内に限る）メーターの接続部分等からの漏水で、使用者の責と認められないとき	上下水道部が施工したメーターの接続部分等に瑕疵のある期間	100分の100	
<p>1 水量を計算する場合において、1立方メートル未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。</p> <p>2 調定とは、条例第15条又は第15条の2の規定により算定される、一定期間に排出した汚水の排出量に対する下水道使用料の請求をいう。</p> <p>3 特定共同住宅制度の適用を受けている共同住宅における、親メーターから子メーター間の漏水について、浜松市特定共同住宅制度実施要綱第7条（平成18年12月1日施行）により、所有者等に下水道使用料の請求が発生している場合を含む。</p>			

漏れた水が公共下水道に排除されない箇所での漏水は、浜松市下水道の汚水排出量の認定に関する要綱（平成29年4月1日施行）第5条第1項第3号及び第4号に基づき認定する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市水道事業及び下水道事業管理者

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名  
（署名又は記名押印をしてください。）  
（担当 電話 ）

下水道使用料減免申請書

下水道使用料の減免について、下記のとおり申請します。

記

お客さま番号	
排水設備の場所 （使用場所・店舗名等）	
申請理由	
備考	

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市水道事業及び下水道事業管理者

申請者 住所  
氏名  
（署名又は記名押印をしてください。）  
電話 （ ）

下水道使用料減免申請書

下水道使用料の減免について、下記のとおり申請します。

記

お客さま番号	
(フリガナ) 使用者名	
施設の場所 (使用場所・部屋番号等)	
減免を申請する理由	
減免を受けようとする期間	

私（申請者）は、浜松市上下水道部が必要に応じて行う減免資格の調査確認に対し、浜松市各区福祉事務所長が回答することに同意します。

（福祉事務所証明欄）

上記の申請者は、生活保護法に規定する保護を受けていることを証明します。

年 月 日

浜松市 区福祉事務所長





第3号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市水道事業及び下水道事業管理者

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名  
（署名又は記名押印をしてください。）

水道料金等漏水軽減申請書

浜松市水道事業給水条例の規定に基づく水道料金の減免及び浜松市下水道条例の規定に基づく汚水排出量の認定又は下水道使用料の減免を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 メーター口径・番号 -
- 2 修繕完了年月日 年 月 日
- 3 修繕完了時メーター指針 . m<sup>3</sup>
- 4 下水道への流入  
有（浜松市下水道使用料の減免に関する要綱による減免）  
無（浜松市下水道の汚水排出量の認定に関する要綱による認定）
- 5 修繕図
- 6 その他

（証明欄）

上記のとおり修繕工事が完了したので報告します。

浜松市水道事業指定給水装置工事事業者 等

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

担当者

T E L

上下水道部使用欄	受付者		お客さま番号	
----------	-----	--	--------	--

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

様

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

下水道使用料減免審査結果通知書

下水道使用料の減免について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 施設の場所（使用場所）
- 2 減免の可否及びその理由
- 3 適用日（決定日）
- 4 減免の内容
- 5 その他

第5号様式(第6条関係)

年 月 日

様

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

下水道使用料更正通知書

水道料金を、    (理由)    により更正しましたので通知します。

記

お客さま番号	
使用場所	
方書	
使用者氏名	

年 月分	排出量	使用料
今回使用水量及び金額	m <sup>3</sup>	円 ( 円 )
軽減水量及び金額	m <sup>3</sup>	円 ( 円 )
軽減後使用水量及び金額	m <sup>3</sup>	円 ( 円 )

( )内は消費税等相当額の再掲です。

第6号様式（第7条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市水道事業及び下水道事業管理者

届出者 住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名  
（署名又は記名押印をしてください。）

下水道使用料減免事由消滅届出書

下水道使用料の減免事由が消滅しましたので、浜松市下水道使用料の減免に関する要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 施設の場所（使用場所）
- 2 減免内容
- 3 減免事由の消滅日
- 4 減免事由の消滅理由
- 5 その他

第7号様式（第7条関係）

年 月 日

様

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

下水道使用料減免取消通知書

下水道使用料の減免について、下記のとおり取消の決定をいたしましたので通知します。

記

- 1 施設の場所（使用場所）
- 2 取り消しの理由
- 3 適用日（取消日）
- 4 減免の内容
- 5 その他